

報告第 1 4 号

専決処分の報告について《除雪車物損事故（丹後町大山 R5. 1. 28）に係る損害賠償額の決定》

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

京丹後市長 中 山 泰

(別記)

専決第 1 4 号

専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 5 年 5 月 8 日

京丹後市長 中 山 泰

損害賠償の額の決定について

京丹後市丹後町大山地内において発生した物損事故により、相手方に損害を与えたので、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 事故の概要

令和 5 年 1 月 2 8 日、京丹後市丹後町大山地内において、本市の除雪業務を受託している地区の作業員が、除雪車を使用し、歩道除雪委託路線である国道 4 8 2 号線の歩道除雪作業を行っている際、排雪のため雪を寄せたところ、相手方ブロック塀を破損させる損害を与えたもの。

2 損害賠償の額 3 0 5 , 8 0 0 円

3 損害賠償の相手方 京丹後市丹後町在住 個人